

国民健康保険の一部負担金の減免制度について

小樽市の国民健康保険に加入されている方で、災害や事業の休廃止・失業などの理由で一時的に生活が著しく困窮し、医療機関等の窓口で支払う医療費（一部負担金）の支払いが困難になった場合は、一定期間においてその一部負担金を減免することができます。

減免の対象となる事由

下記のいずれかに該当する場合、減免を申請することができます。

- ① 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

減免等を受けることができる要件

下記の全てに該当する場合、減免を受けることができます。

- ① 入院及び外来療養を受ける国民健康保険の被保険者
- ② 上記の事由が発生したことにより、現在の収入（見込み収入含む）が減少している
- ③ 世帯主および当該世帯に属する被保険者の直近の収入の合計額が、生活保護基準額を基に算出した基準額以下
- ④ これらの者の預貯金合計額が、生活保護基準額を基に算出した基準額の3か月分以下

※ 恒常的に低所得である場合は対象外となります

減免等の期間等

減免の場合は、1年間で開始月から連続して3か月以内とします。

ただし、真にやむを得ない場合には、申請により、再度審査を行った上で更に3か月延長して減免を継続することができます（最長で開始月から連続して6か月の適用）。

減免が適用されるのは、減免を申請された日からになります。

なお、原則、すでに支払った一部負担金については、減免の対象外です。

申請に必要な書類等

- ① 一部負担金減免申請書等（窓口にあります）
- ② 現在と前年の収入状況が分かる書類（給与明細書、年金支払通知書等）
- ③ 収入減少を証明する書類（離職証明書、雇用保険受給者証、罹災証明書など）
- ④ 世帯主および世帯の国保加入者全員の通帳（記帳した上でお持ち下さい）
- ⑤ 国民健康保険者証
- ⑥ 医師等の意見書（通院中の病院が複数ある場合は全ての病院の医師の意見書が必要です）
- ⑦ その他必要と認める書類

一部負担金の減免に関するお問い合わせは、下記までお願いします。